

小学校体育館開放 利用上の注意

学校開放事業にご協力いただきありがとうございます。ご利用にあたって、以下の注意を必ずお読みいただき、ルールを守っていただくようお願いいたします。

1 土・日・祝日や、開庁時間以外の直前のキャンセル

直前については利用校へ連絡をお願いします。事前連絡がない場合、夜 8 時以降、施設管理員はいませんのでご利用できません。

2 現地での利用について

一般開放をご利用の際は、最初の利用日前日までに支払いを終え、必ず区の領収印または免除印のある承認書（コピー可）をお持ちいただき、ご利用開始前に事務室管理員にご提示ください。承認書がないと体育館をご利用いただけません。施設管理員にもチェックを厳重におこない、承認書の提示がない場合は利用をお断りするよう徹底します。

〔入 場〕⇒ 学校施設管理員に使用承認書を提出し、体育館の鍵を借りて入場します。※使用承認書がないと入場できません。

〔準 備〕⇒ 用具のセッティング等を行います。

〔清掃等〕⇒ 利用時間終了 15 分前から下記の退出の支度をします。

- ①用具を使用したときは所定の場所へ戻す。
- ②備え付けのモップや掃除機で床面の清掃を行う。
- ③戸締り・消灯を行う。

〔使用報告〕⇒ 所定の使用報告書に必要事項を記入します。

〔退 校〕⇒ 使用報告書とともに鍵を学校施設管理員に返却し退校します。

小学校体育館を利用する場合、下記のルールを守りましょう

- ① 自動車、バイク、自転車で来校しないこと。
- ② 学校敷地内で飲食、喫煙をしないこと。
- ③ ゴミを出したら持ち帰ること。
- ④ 開放施設（体育館）以外には立ち入らないこと。
- ⑤ 夜間利用の場合、午後 9 時 30 分には学校の外に出ていること。
- ⑥ 利用後の清掃を行うこと。
- ⑦ 使用報告書を記載すること。
- ⑧ 近隣に御迷惑なため、学校の近くで大声を出して話さないこと。

利用に関するお問合せ先

中野区役所 スポーツ担当（区役所 6 階窓口）

電話（3228）5537